

[別紙様式 2-1]

名張市山村振興計画書

都道府県	市町村名	作成年度 (変更年度)
三重県	名張市	2001(平成 13)年度 (2020(令和 2)年度)
振興山村名	旧国津村	
指定番号	第 1052 号	

目 次

I. 地域の概況

1. 自然的条件

(1) 地理・地勢	1
-----------	---

(2) 気候	1
--------	---

2. 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向	1
-----------	---

(2) 産業構造の動向	2
-------------	---

(3) 土地利用の状況	5
-------------	---

(4) 財政の状況	6
-----------	---

II. 現状と課題

1. これまでの山村振興対策の評価と問題点	7
-----------------------	---

2. 山村における最近の社会、経済情勢の変化	7
------------------------	---

3. 山村における森林、農用地等の保全上の問題点	8
--------------------------	---

4. 山村における新たな課題	9
----------------	---

III. 振興の基本方針

1. 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等	10
----------------------------------	----

2. 本地域の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針	10
---------------------------------------	----

3. 山村振興の目標を達成するための主な方法	12
------------------------	----

IV. 振興施策

1. 振興施策

(1) 交通施策	13
(2) 情報通信施策	13
(3) 産業基盤施策	13
(4) 経営近代化施策	13
(5) 地域資源の活用に係る施策	13
(6) 文教施策	14
(7) 社会・生活環境施策	14
(8) 高齢者福祉施策	14
(9) 集落整備施策	14
(10) 国土保全施策	14
(11) 交流施策	15
(12) 森林・農用地等の保全施策	15
(13) 担い手施策	15
(14) 鳥獣被害防止施策	15
(15) その他施策	16
2. 産業振興施策促進事項の有無	16

V. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

I. 地域の概況

1. 自然的条件

(1) 地理・地勢

本市は三重県の西部、伊賀盆地の南西部に位置し、北は伊賀市、東は伊賀市及び津市美杉町、西と南は奈良県に接している。

市域の地形は、中央部の名張盆地とそれを取り囲むように位置する山地で特徴づけられ、市域は、東西に約 10.55km、南北に 13.10km、総面積 129.77 km² (12,977ha) であり、そのうち森林面積は 6,872ha、森林率で 53.0%となっている。

市域の南東部から流れる名張川は、南部から注ぐ青蓮寺川と西南部から注ぐ宇陀川と中央部で合流し北方向に向かい、木津川、淀川を経て、大阪湾に注いでいる。

標高は、225.93m (名張市役所) で、最低 162m (薦生地内名張川河川敷)、最高 883m (国津地域、国見山山頂) となっている。

本市への交通アクセスは、近畿日本鉄道大阪線の沿線で、市内の停車駅は 4 駅ある。大阪まで 55 分、名古屋まで 85 分、京都まで 75 分の所要時間となっている。

本市には高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路などの高規格幹線道路は存在せず、東西に大阪と津市を結ぶ国道 165 号 (初瀬街道)、南北に津市美杉町と伊賀市へと続く国道 368 号が通っている。

(2) 気候

気候は、季節、昼夜による気温の寒暖差が大きい山間盆地特有の内陸性気候となっている。過去 10 年間 (平成 22 年～令和元年) の年平均気温は 14.8℃と比較的温暖で、年平均降水量は 1,531 mm である。

2. 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

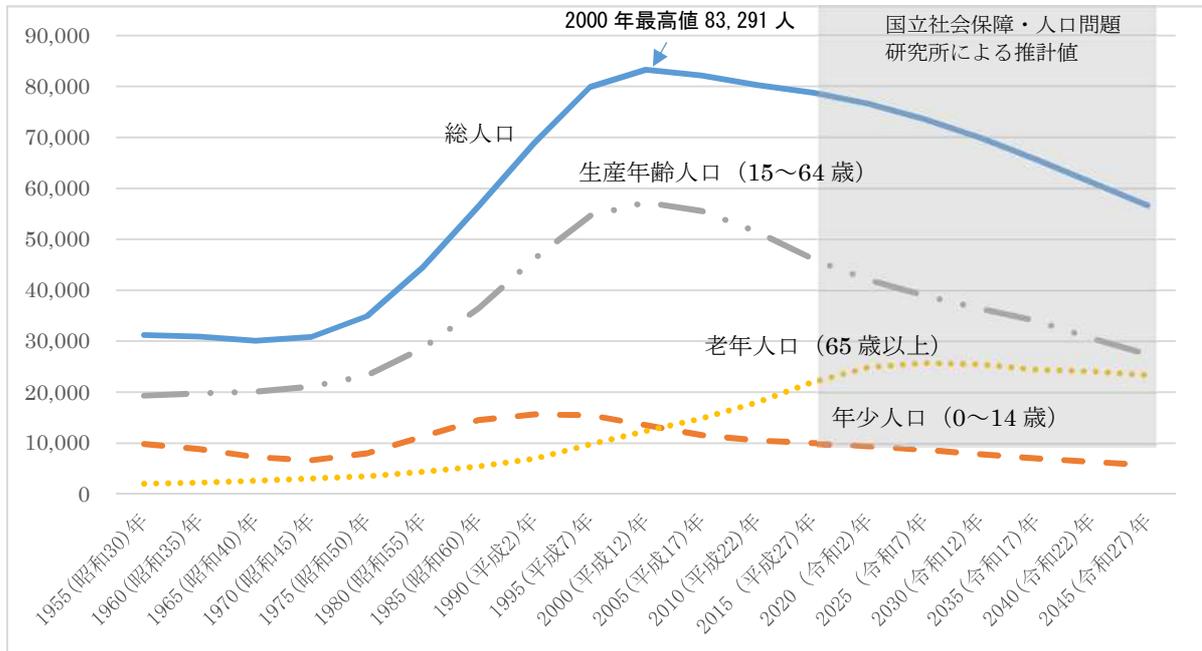
昭和 29 年の市制発足当時の本市は、6,161 世帯、人口は 31,012 人で、以後わずかな増減を繰り返していたが、昭和 38 年から始まった桔梗が丘住宅地の開発を皮切りに宅地開発が進むにつれ人口が増え始め、昭和 50 年代に入るとさらにその勢いを増し、昭和 55 年 10 月からの 1 年間には、対前年比 7.9%の上昇をみせ、全国一の人口増加率 (全国市長会調べ) を記録した。

その後もこの傾向は続いたが、平成 12 年に 83,291 人 (国勢調査) のピークに達して以降、減少傾向をたどり、現在では 34,522 世帯、人口 77,708 人 (令和 2 年 10 月 1 日住民基本台帳) となっている。

減少傾向が続く人口に対して、世帯数に関しては、核家族化の進行や高齢者も含めた一人暮らし世帯の増加などにより、増加傾向が続いている。高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らし世帯が増加するとともに、地域における生活課題が多様化・複雑化する中、住民相互の支え合いや多機関の連携による包括的支援等の体制整備を更に推進してい

く必要がある。

図1 総人口・年齢3区分別人口の推移 (単位:人)



出典:1955年～2015年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計人口

(2) 産業構造の動向

本市の産業別就業人口は、第1次産業においては、平成2年からこれまでにほぼ半減している。第2次産業では総人口のピーク時の平成12年以降、第3次産業では平成17年から減少傾向にある。

産業別就業者構成比については、平成27年における全国、三重県の状況と比較すると、第2次産業の比率が若干高く、第1次産業の比率が低くなっている。

産業分野別では、農業に関して、水稻の単一経営とその複合経営を主体に、果樹、施設野菜、肉用牛などの経営がある。

水稻については、本市を含む伊賀地方では伊賀米振興協議会を組織し、栽培技術や食味の向上対策に取り組み、良質米の産地づくりを推進している。伊賀地方のコシヒカリは三重県産とは別に区分出荷され、日本穀物検定協会の食味試験では、平成23年から平成27年にかけて、特A評価を5年連続で得ているほか、「三重ブランド」としての認定も受けている。

また、ブドウ、イチゴ、メロン、肉用牛についても、ブランド化が進んでいる。施設野菜では、葉菜類を中心に新規就農の動きも出ている。

林業経営に関しては、長引く木材価格の低迷による採算性の悪化や高齢化に伴う担い手不足が著しく、手入れが十分行われていない森林が増えている。今後は、未利用間伐材をバイオマス発電用に利活用するなどの搬出促進に向けた事業を強化するとともに、新たな森林経営管理制度による取組を進める必要がある。

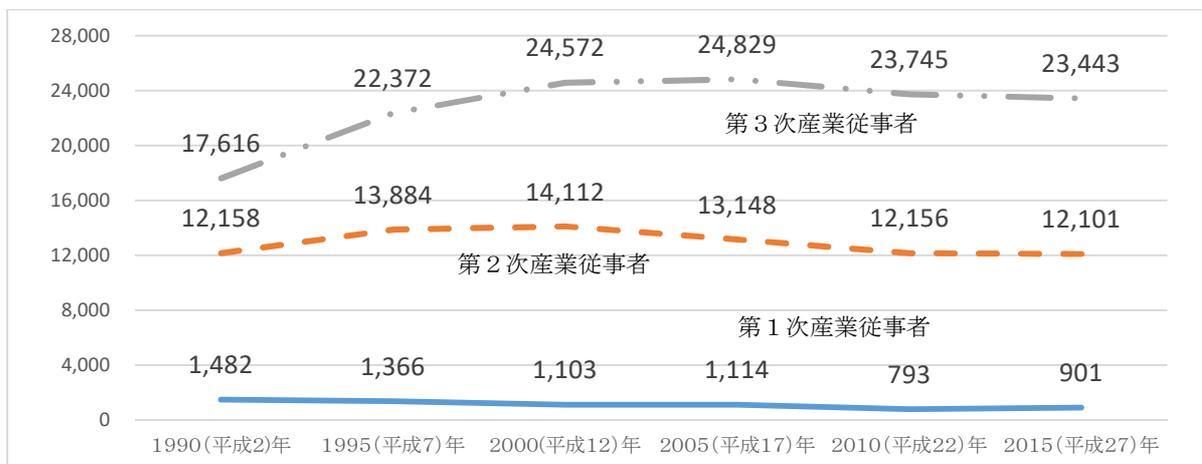
第2次産業の工業に関しては、市民一人当たりの製造品出荷額は三重県や伊賀市と比較して約半額となっている。また、市内の工業団地が満杯状況であることから、将来の産業構造を見据えた工業用地の確保のあり方を検討しなければならない時期に来ている。

第3次産業の商業に関しては、国道や幹線道路沿いに大規模店舗の進出が著しい反面、市街地や住宅団地の既成店舗が減少している。

観光業に関しては、赤目四十八滝や青蓮寺湖、香落溪等の観光施設における延べ入込客数については、ここ10年は微減傾向にあり、観光スタイルの変化や観光ニーズの多様化への対応が必要となっている。

図2 本市の産業別就業人口

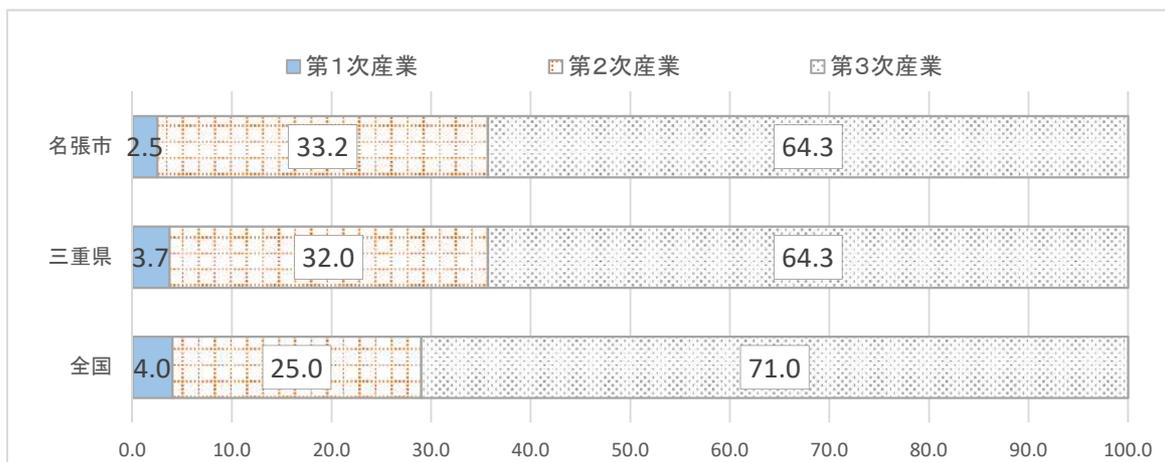
(単位:人)



出典:国勢調査データ

図3 本市の産業別就業者構成比(2015(平成 27)年)

(単位:%)



出典:国勢調査データ

図4 産業別生産額の動向及び見通し

(単位：百万円、%)

	産業別生産額					
	総生産額	第1次		第2次	第3次	その他 (※2)
		うち農業				
平成18年 (※1)	267,213 (100.0)	840 (0.3)	762 (90.7)	103,460 (38.7)	163,818 (61.3)	▲905 (▲0.3)
平成22年	247,750 (100.0)	851 (0.3)	795 (93.4)	91,368 (36.9)	155,308 (62.7)	223 (0.1)
平成27年	254,243 (100.0)	1,127 (0.4)	1,067 (94.7)	98,223 (38.6)	154,667 (60.8)	226 (0.1)

出典：三重県民経済計算

※1 平成18年から推計方法を改善したことにより、それ以前のデータとの接続性がないため、平成18年のデータとした。

※2 その他は、輸入品等に課される税・関税等の値

(3) 土地利用の状況

本市の総土地面積は総面積 129.77 km² (12,977ha) であり、そのうち 53.0%が林野面積であり、5.9%が販売農家の経営耕地面積である。経営面積で見ると、87%以上が水田面積である。経営耕地面積は、年々減少傾向にある。

図5 土地利用の状況 (名張市) (単位: ha)

年度	市全体						
	総土地面積	経営耕地面積 (販売農家)					林野面積
		総面積	田	畑	樹園地	その他	
2005 (平成 17)年	12,976 100.0%	879 6.8%	754 5.8%	87 0.7%	37 0.3%	— —	6,875 53.0%
2010 (平成 22)年	12,976 100.0%	859 6.6%	733 5.6%	91 0.7%	36 0.3%	— —	6,875 53.0%
2015 (平成 27)年	12,977 100.0%	769 5.9%	673 5.2%	66 0.5%	29 0.2%	— —	6,872 53.0%

出典: 農林業センサス

本市における振興山村 (国津地域) の総土地面積は 27.73 km² (2,773ha) であり、市全域の約 21.4%を占めている。また、振興山村における林野面積の総土地面積に占める割合は、市全体よりも高く 75.7%となっている。

図6 土地利用の状況 (振興山村) (単位: ha)

年度	振興山村 (国津地域)						
	総土地面積	経営耕地面積 (販売農家)					林野面積
		総面積	田	畑	樹園地	その他	
2005 (平成 17)年	2,736 100.0%	43 1.6%	37 1.4%	6 0.2%	0 0.0%	— —	1,903 69.6%
2010 (平成 22)年	2,777 100.0%	37 1.3%	32 1.2%	4 0.1%	1 0.0%	— —	1,903 68.5%
2015 (平成 27)年	2,773 100.0%	41 1.5%	37 1.3%	4 0.1%	0 0.0%	— —	2,099 75.7%

出典: 農林業センサス

(4) 財政の状況

本市では、昭和 40 年代から始まった大規模住宅地開発に伴う人口急増に対応するため、道路や病院、公共下水道の整備等、市民のニーズに応じて、様々な社会資本整備を行ってきた。

これら公共施設の維持・更新経費、高齢化の進行による社会保障経費の増大、公債費等の負担により、義務的経費が 5 割を超え、財政の硬直化が進んでいる。

さらに、昨今の長引く不況、地価の下落、人口減少社会等の影響により税収が落ち込んでいることや、市町村合併の可否について住民投票を実施し、単独自立を選択したことから、地方交付税の優遇措置を受けられないことも相まって、厳しい財政運営が続く中、足腰の強い持続可能な財政構造への転換を図るための行財政改革を行っている。

図 7 市町村財政の状況 (名張市) (単位：千円)

区分	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度
歳入総額 A	28,226,158	29,955,088
一般財源	16,463,546	16,851,493
(うち地方交付税)	(4,321,525)	(4,702,112)
国庫支出金	4,068,027	4,918,553
県支出金	2,235,311	2,246,303
地方債	2,996,800	3,353,200
その他	2,462,474	2,585,539
歳出総額 B	27,945,580	29,723,796
義務的経費	14,606,659	14,992,548
投資的経費	2,829,987	3,609,928
(うち普通建設事業)	(2,344,957)	(3,476,856)
その他	10,508,934	11,121,320
歳入歳出差引額 C (A-B)	280,578	231,292
翌年度へ繰越すべき財源 D	58,989	24,585
実質収支 C-D	221,589	206,707
財政力指数	0.719	0.707
公債費負担比率	16.4%	16.4%
実質公債費比率	16.2%	16.1%
経常収支比率	99.7%	100.3%
地方債現在残高 (千円)	34,813,066	35,245,504

出典：地方財政状況調査関係資料 (市町村決算カード)

Ⅱ. 現状と課題

1. これまでの山村振興対策の評価と問題点

本市では、国津地域（旧国津村）が昭和 46 年度に振興山村の指定を受け、昭和 47 年度に第一期山村振興計画を、昭和 54 年度に第二期山村振興計画を策定し、地域内の集落間を結ぶ市道の整備、農林業の生産性向上と経営合理化を図るための基盤整備、地域住民の生活環境の向上を図るための施設整備を推進してきた。

平成 13 年度に策定した第五期山村振興計画に基づく施設に関しては、従前の生活改善センターが老朽化していたことからこれを廃止し、その跡地一帯を「国津の杜」と命名し、地域の文化・資源を活用した都市住民との交流促進のための施設「はぐくみ工房あららぎ」、さらに高齢者や女性等の能力活用による生きがい発揮促進のための施設「くにつふるさと館」を、それぞれ平成 15 年、平成 17 年、新山村振興等農林漁業特別対策事業の活用により整備した。両施設は、地域住民の創意・工夫のもと運営を行うという指定管理者制度の趣旨に基づき、平成 18 年度より地域住民組織である国津地区地域づくり委員会が施設の管理運営を行っているが、地域住民の減少や高齢化の影響もあり、利用者数が伸び悩んでいる状況である。施設の持つ潜在能力を十分に発揮できるよう、指定管理者である国津地区地域づくり委員会とも協議の上、有効策を打ち出すことが急務となっている。

2. 山村における最近の社会、経済情勢の変化

国津地域においては、住民レベルにおいても、地域内へ大規模住宅地やゴルフ場、老人福祉施設を誘致するなど、本地域の活性化に寄与するものとして事業者に対して協力してきた。

平成 7 年、創立 120 年を迎える国津小学校に近いうちに入学者が無くなり、地域の特色ある伝統・文化の継承など、地域が担っている重要な役割の発揮が困難な状況となってくることを憂慮した地区内の若者の呼びかけにより、国津地区活性化委員会が組織され、平成 9 年には地域ビジョン「アララギプラン」が策定され、先進地視察や国津マップの作製などの活性化のためのソフト事業を実施した。また、地域のもう一つの小学校、長瀬小学校を校区とする長瀬地区もこの動きに呼応し、平成 11 年、長瀬地区ふるさと推進協議会が設立され、「長瀬清流プラン 21」が策定された。

平成 15 年度からは、国津小学校の複式学級解消策として、就学指定制の弾力運用による特別認可校（小規模特認校）の指定を受け、市内全域から児童の受け入れを開始するなどして小学校の存続が図られた。

平成 16 年 9 月には、公共交通の空白対策として、地域の児童・生徒のスクールバス機能と地域住民の移動手段を兼ね備えた、本市初のコミュニティバス「あららぎ号」の運行が始まった。

しかしながら、児童の減少は収まらず、平成 20 年には長瀬小学校が、平成 26 年には国津小学校がそれぞれ閉校となった。

このように、地域住民と行政による数々の取り組みにもかかわらず、就学や就職を機とし

て、若年層を中心とした人口の流出は収まらず、また、高齢化による人口の自然減によって、他地域との格差は解消されていない。

一方、閉校後の校舎の有効活用策から、新しい産業が芽生えてきている。平成 21 年、旧長瀬小学校校舎にヤマト運輸株式会社のコールセンターが開設され、地域雇用の創出に結びついている。また、平成 30 年、旧国津小学校校舎に後述する株式会社國津果實酒醸造所（校舎改修経費に地方創生拠点整備交付金の活用）が設立され、地域資源を活用した新たなブランドづくりに寄与するものとして期待されている。

今後は、地域住民の意向を尊重しつつ、外部人材を広く受け入れることや第 1 次産業の枠を超えた産業振興策の展開についての議論を深めるなど、本市と国津地域を取り巻く時勢を見極めた振興策が求められている。

3. 山村における森林、農用地等の保全上の問題点

本市の森林面積は 6,872ha で、総土地面積 12,977ha に占める林野率は 53.0%である。国津地域に関しては、森林面積は 2,099ha で、総土地面積 2,773ha に占める林野率は 75.7%である。また、国津地域における森林面積は、本市全体の 30.5%を占めている。

森林経営に関しては、長引く木材価格の低迷による採算性の悪化や高齢化に伴う担い手不足から、間伐等の必要な手入れが十分に行われていない森林が増加している。この状況には、世代交代等により自身の山林の所在や境界が分からない所有者が増えていることも追い打ちをかけている。また、作業道の整備が不十分なため、間伐材が未利用のまま放置されていることや、伐採適齢期を迎えた材の収穫が進まないことも課題となっている。

農用地については、本市の経営耕地面積 814ha の内、国津地域は 41ha、わずか 5%の割合である。そのうち、大部分が田であり、市全体の 673ha の内、国津地域は 37ha、5.5%の割合である。このように、中山間地特有の土地利用の状況となっている。一団の農用地としてのまとまりが小さく、圃場も小さいことから、平坦地と比較して機械作業のメリットが働きにくく、団地の傾斜が大きいことから、畦畔面積の割合が大きく、草刈等の畦畔管理に多大な労力を要するなど経営効率が悪く、認定農業者などの大規模経営を行う担い手がほとんどいない。

また、中山間地の圃場は、農地の際まで山野が迫っていることから獣害と背中合わせで、防護柵を適切に設置しなければ作物を収穫することは期待できず、度重なる被害に耕作意欲を奪われ、高齢化のため保全管理もままならず、条件が悪い圃場を中心に荒廃化している状況である。防護柵については、被害が出始めた時期においては、ネットや電気柵により個々の農業者がそれぞれの圃場を囲む形で対策を実施してきたが、昨今では、一団の農用地単位にワイヤーメッシュによる大規模防護柵を設置することが最も効果的であるとされ、地域内でも導入が進んでいる。しかしながら、担い手不足から農作業の受委託が進む団地においては、所有者と耕作者との間で防護柵設置に向けた話し合いが進みにくく、導入に至っていない箇所もある。

平成 12 年度からは、条件不利地域への日本型デカップリング事業として始まった中

間地域等直接支払交付金を活用し、集落協定毎に農業生産活動の継続や農地保全による多面的機能の発揮を図るための取組が行われている。国津地域内では、平成13年度には39.6haの農地の保全が行われていたが、担い手不足から第5期対策初年度の令和2年度では、21.5haにまで減少している。

また、多面的機能支払交付金の活用による農地の保全も行われており、令和2年度は、15.6ha（うち6.0haは中山間地域等直接支払交付金との重複）が対象農用地となっている。

4. 山村における新たな課題

中山間地の国津地域は、山水を水源とし、昼夜の寒暖の差が大きく、小規模経営ゆえの手間暇かけた米づくりが行われており、全国的なお米コンテストでも上位入賞の実績があるなど高品質米を継続生産できる可能性を持っている。ただし、米価がこれに見合っていないことから、農業生産活動の継続にはつながりにくく、そのためには販売戦略や販路確保などの課題を解決する必要がある。

隣接する大規模住宅地からは、多数の都市住民が田園風景を求めて国津地域に観光に訪れるなどの光景が見受けられ、国津地域からは、高齢女性の団体等グループが野菜や農産物加工品を大規模住宅地で販売すると即完売するなどの住民間の交流も進んでいる。

地域農業における農地や担い手のあり方に関して、人・農地プランの策定に向け、国津、長瀬の両地区を対象に行った令和2年のアンケート調査結果では、大多数が、「現在、中心的な担い手はいない」「後継者なし」と回答しているにもかかわらず、「今後も農地利用は現状維持（自身で管理する）」と回答するなど、具体的なビジョンを描けずにいるのが現状である。今後、地域内で危機感を共有し、さらなる話合いが進むよう、地域と市や関係機関、農業委員が一体となって必要な支援を行うことが必要となっている。

前述のように、厳しい中にも明るい兆しも見られるものの、担い手不足の流れは想像以上に深刻で、現在、高齢の担い手がなくなった際に、どのような地域の将来像を描けるかに地域の命運がかかっている。

Ⅲ. 振興の基本方針

1. 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等

国津地域は、名張盆地の東南部に位置し、総面積 27.73 km² (2,773ha)、森林面積 2,099ha で、本市全体の総面積の 21.4%を占めるが、森林面積においては 30.5%を占める。また、林野率では市全体の 53.0%に対し、75.7%となっている。また、経営耕地面積は 41ha で、本市全体のわずか 5%に過ぎない。このように、山林が多く、谷あいの限られた平地や台地を農地や宅地として利用している状況である。

木津川水系である名張川の源流が国津地域にあることや、山間地ゆへの昼夜の寒暖差が大きいことから、良質米の産地としての評価があるものの、販売戦略が課題となっている。

国津地域と中心市街地とを結ぶ幹線道路としては、国道 368 号のほか一般県道である 693 号（蔵持霧生線）と 694 号（布生夏見線）があり、国・県道が国津地域の生命線となっている。国津地域は大きく国津地区と長瀬地区に分かれるが、両地区を結ぶ県道 693 号は、杉坂峠から長瀬地区に至る区間の幅員が狭い上、急勾配、つづら折りのため、往来が容易ではないことから、早くから全面改修の要望が出されている。なお、国津地域は、市内で唯一、交通信号機のない地域となっている。

人口は、昭和 29 年の市制発足時には 2,000 人近くの時期もあったが、平成 13 年 4 月 1 日に 1,048 人、令和 2 年 10 月 1 日には 559 人にまで減少している。また、令和 2 年 10 月 1 日の高齢化率は 60.1%となっており、市全体の高齢化率 32.2%に比べはるかに高い数値を示している。なお、令和 2 年 4 月 1 日の人口密度は、市全体の 604 人/km²に対し、22.4 人/km²となっている。

主な産業は、古くから、豊かな森林資源を活用した林業や、米作を中心とする農業に依存して来たが、近年、農林業を取り巻く採算性の悪化や高齢化に伴う担い手不足が著しく、手入れが十分行われていない森林が増え、耕作条件の悪い農地は荒廃化している。

このことから、地域住民の経済基盤は、そのほとんどを農外所得に依存し、また、若者は就学、就労を機に地域を離れることが通例となっており、就労先としては、市中心部をはじめ名阪国道添いに立地した事業所及び大阪方面の企業等に求めている状況にある。さらには、就労先を定年退職した後は、年金と退職金を取り崩しながら、先祖伝来の農地を守っている状況である。

買い物に関しては、食料品や日用雑貨を扱う店舗は地域内に存在せず、隣接する大規模住宅地内にある小規模スーパーマーケットが最寄りの店となっている。

2. 本地域の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針

隣接する大規模住宅地からは、多数の都市住民が田園風景を求めて観光に訪れるなどの光景が見受けられ、国津地域からは、高齢女性の団体等が野菜や農産物加工品を大規模住宅地で販売すると即完売するなどの取組も報告されている。

このような取組は、市街地と農山村地域間の住民交流、高齢者の能力発揮や女性の活

躍の観点からも意義があることから、これまでどおり、高品質農産物の生産振興やこれらの農産物を活用した6次製品の開発や販売活動を促進することとする。

旧国津小学校校舎に名張商工会議所のワインプロジェクトの一環として設立された株式会社國津果實酒醸造所では、本市の地域資源であるブドウを活用したワインの醸造が始まり、地域の新たなブランドづくりにつながるものとして大きな期待を受けている。事業が軌道に乗るためには、ワインに適した原材料のブドウの安定確保が不可欠であり、ブドウ栽培が順調に進むよう、生産者に対し、各種担い手施策による支援を行うとともに、関係機関の協力を得ながら、本市の気候風土に合った栽培技術の確立を支援する。

森林の保全に関しては、国津地域には名張川の源流があり、これが木津川、最後には淀川にそそいでいることから、流域の都市住民が水源涵養をはじめとする森林が発揮する多面的機能の恩恵を享受している。

このことから適切な森林整備を推進していくため、国・県補助事業の活用を始め、みえ森と緑の県民税を活用した未利用間伐材をバイオマス発電向けに搬出促進を図る取組や国の森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度に基づく取組を進めることとする。その中で、作業道や集積土場の確保の問題についても解決していく。

また、名張川の源流や本市最高峰の国見山といった地域資源を擁する国津地域は、はぐくみ工房あららぎ等の施設を活用することで、市内保育所・園や小学校の児童等への森林環境教育や木育を行う場としても最適である。このことから、子どもはもとよりひろく大人までが、森林に親しみを持ち、森林と私たちの関係性を見つめ直し、森林活動や林業に関わるきっかけとなるような事業展開も有益である。

農用地の保全に関しては、山水を水源とし、昼夜の寒暖の差が大きく、小規模経営ゆえの手間暇かけた米づくりが行われている当地域は、高品質米を継続生産できる可能性を持っている。また、谷あいの圃場では、獣害に悩まされながらも手間暇のかかるマコモの栽培がおこなわれており、タケノコに代わる中華料理等の食材として人気がある。これらの高品質の農産物に付加価値を与えたり、新たな販路を開拓したりすることにより、採算の合うビジネスモデルが模索されているところであるが、これを後押しすることで、農用地の保全に結びつけることとする。

令和2年度から始まった中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、将来に向けての体制整備の取組として中山間地域版の人・農地プランである「集落戦略」を策定したところである。今後、5か年の対策期間中は、毎年度、この進捗管理を十分に行うことで、集落における農地・担い手のあり方について議論を深めていくこととする。

本市は、三重県の西部に位置し、近畿・中部両圏の接点に当たり、万葉の時代から東西往来の要衝であり宿場町として栄えてきた。近年では、近鉄大阪線の沿線であり、大阪まで55分、名古屋まで85分、京都まで75分のアクセスの良さから、関西方面のベッドタウンとして開発された大・小の幾つもの住宅団地を擁し、市制発足時の人口をはるかに上回る移住者を受け入れ発展してきた実績があり、自然豊かで快適な生活環境が備わった都市としてのセールスポイントがある。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化から、本市においても空き家が増加傾向にあり、これは市街地、農山村地域共通の課題となっている。このことを受け、市では空き家バンク制度等により利活用促進を図っており、また、移住・定住ホットラインの開設や移住コンシェルジュを配置することで、住まいから仕事、子育て・教育に至るまでの移住・定住に関する様々な相談に対応しているところである。

地域内へ外部人材を広く受け入れ、活性化を図る観点から、特に、就農や起業に関しての問い合わせに対しては、これら関係部局や地域との連携を密に行い、適切な提案を行っていくこととする。

3. 山村振興の目標を達成するための主な方法

国津地域の特性とその問題点、地域活性化や農地、森林の保全のための方針を踏まえ、地域の地理的環境、自然的環境及び地域資源を最大限に有効活用しながら、山村振興を図ることとする。

主な方法としては、

- ① 安全・安心のための道路交通網の整備
- ② 地域格差のない社会・生活環境の整備
- ③ 地域格差のない医療・福祉サービスの構築
- ④ 移住・定住のための環境整備
- ⑤ 自然特性を生かした高収益作物の生産振興と6次製品の開発
- ⑥ 森林や農用地の多面的機能発揮
- ⑦ 農林業の担い手対策
- ⑧ 高齢者の能力発揮や女性の活躍
- ⑨ 地域資源の活用による地域ブランド化
- ⑩ 新たな産業基盤の創出
- ⑪ 地域の歴史や伝統文化の継承による郷土意識の醸成
- ⑫ 地理的特性や地域資源を生かした市内外の都市住民との交流
- ⑬ 火災や自然災害に備えた防災機能の拡充

等を推進していくこととする。

IV. 振興施策

1. 振興施策

(1) 交通施策

- ・交通空白地域における高齢者の買い物や通院、児童の通学などのための移動手段の確保に努める。
- ・本市が運行する公共交通対策事業である国津コミュニティバス「あららぎ号」について、利用実態や地域のニーズにあわせた運行ダイヤとルートとするなど、効率的な運行を図る。
- ・集落間の有機的な連絡と通行の安全・利便を図るとともに、通勤・通学及び地域間交流の推進などの要となる道路の整備等を行う。

(2) 情報通信施策

- ・広報なばりや市ホームページのほか、各種ソーシャルメディアを活用した行政情報の発信を始め、地元ケーブルテレビ会社と連携した行政情報に関する映像番組や FM 放送番組の制作による効果的な発信を行う。
- ・多様なメディアやツールを組み合わせ、シティプロモーションを推進する。
- ・災害時における地域住民への連絡体制を確保するため、指定避難場所を拠点とした防災行政無線等による情報通信手段の整備を図る。

(3) 産業基盤施策

- ・農業の生産性向上や効率化・省力化を図るため、農業生産基盤の整備や長寿命化対策を推進する。
- ・日本型直接支払制度の活用により、集落ぐるみによる農地の保全や農業生産基盤、関連施設の維持管理・長寿命化を図る。
- ・林業生産性の向上及び森林の適正な維持管理を図るため、間伐事業を行う。
- ・内水面漁業の振興を図るため、稚鮎放流事業やカワウ等の有害鳥捕獲を実施する。
- ・閉校となった小学校等への事業者誘致等を通じ、設備投資の導入促進や新規産業の創出につなげる。

(4) 経営近代化施策

- ・農業経営の基盤強化のための補助金や農業制度資金等の活用により農業関連施設・機械の導入促進を図る。

(5) 地域資源の活用に係る施策

- ・自然特性を活用した高品質米や高収益作物等の生産振興を行うとともに、市内事業所等と連携し 6 次製品の開発・販売促進を図る。
- ・農作物の生産振興や特産品の販売促進に当たっては、障害者雇用を促進するなどの農福連

携の取組みを進める。

- ・地元産材活用による木工体験等により、森林環境教育や木育の推進、都市住民との交流促進を図る。
- ・地域資源であるブドウを活用したワインの醸造を支援し、新たな地域ブランドにつなげる。

(6) 文教施策

- ・小学校の閉校により統合先の小学校へ通学することになった児童の通学手段の確保のため、スクールバスを運行する。
- ・地域の歴史や伝統文化の継承による郷土意識の醸成を図るため、イベント等の各種ソフト事業を実施するとともに、学校教育におけるふるさと学習を推進する。

(7) 社会・生活環境施策

- ・空き家バンク制度に基づき空き家等に関する情報を発信し、空き家等の利活用及び流通を図ることで移住・定住を促進し、地域の活性化につなげる。
- ・消防施設に関して、小型動力ポンプ積載車、消防ポンプ庫等の更新により地域の消防団活動を推進すると共に、耐震性貯水槽の設置拡大により消防水利の確保を図る。
- ・生活排水の処理に関しては、合併処理浄化槽の設置を推進する。

(8) 高齢者福祉施策

- ・子どもから高齢者の保健福祉・介護に関する身近な相談窓口である「まちの保健室」の拠点機能を活かし、市の地域担当保健師や地域づくり組織と連携した健康づくり、介護予防の取組など、地域包括的な支援体制の拡充を図る。
- ・地域づくり組織と連携し、高齢者等の見守りや要援護者が抱える日常生活の困りごと等への支援を行うとともに、地域支え合いの取組を通じた高齢者の社会参加や地域力の向上につなげる。
- ・高齢者等の社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリー化やトイレの洋式化の取組を進める。

(9) 集落整備施策

- ・高齢者の能力発揮や女性の活躍による農作物の生産振興、6次産品開発・販売を支援することで、農地の適正管理や集落の景観保持につなげ、もって活気のある集落環境の維持を図る。
- ・人家裏の危険木を伐採し、倒木による災害を未然に防止すると共に、良好な集落環境の創出につなげる。

(10) 国土保全施策

- ・治山事業の活用により、森林災害を未然に抑止する。
- ・河川改修事業の活用により、河川災害を未然に防止する。
- ・みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税を活用した事業展開により山林の適正管理を図り、森林の多面的機能発揮に努める。
- ・日本型直接支払制度の活用により農業生産活動の継続を支援し、農用地の多面的機能発揮に努める。

(11) 交流施策

- ・くにつふるさと館やはぐくみ工房あららぎを拠点に、地域資源や伝統文化、特性を生かした各種ソフト事業を展開し、都市と農山村の住民交流を図る。

(12) 森林・農用地等の保全施策

- ・手入れの行き届かない森林において、強度の間伐を行うことで針広混交林への転換を図り、協定書に基づき環境林としての維持管理を図る。
- ・みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税を活用した各種制度について、地域と連携しながら周知・活用を図ることで森林の適切な経営管理を推進し、森林の多面的機能発揮に努める。
- ・日本型直接支払制度の活用により農業生産活動の継続を支援し、農用地の多面的機能発揮に努める。

(13) 担い手施策

- ・人・農地プランの策定にあたっては、地域と市、関係機関が協働して推進し、地域の実情に合った将来像についての議論を深める。
- ・農地中間管理機構や農業委員会の関連事業を活用し、担い手への農地集積を推進する。
- ・認定新規就農者や認定農業者等に対し、関連制度に基づく必要な支援を行うことにより、次世代の人材育成や農業経営基盤強化を図る。
- ・新規就農者を始め「多彩な担い手」を対象とした各種研修事業を実施するとともに、関係者間の情報交流を推進する。
- ・自伐型の林業団体による森林整備活動等を支援することにより、自立できる林業モデルの構築と林業経営体の育成を図る。

(14) 鳥獣被害防止施策

- ・耕作可能な農用地については、大規模防護柵の設置を推進し、シカ・イノシシによる被害を最小限に抑えるとともに、集落ぐるみの被害防除体制の構築することで、将来にわたって安心して農業生産活動を継続できる環境整備を行う。
- ・猟友会が実施する有害鳥獣捕獲に当たっては、地域における捕獲活動が安全、円滑、効果的に進むよう、関係者間の連携を図る。
- ・サル群のパトロールを実施し、位置情報を関係者で共有することで被害防除につなげる。

- ・アライグマ等の外来種による被害については、防除実施計画に基づき、捕獲檻の貸出し等により捕獲促進を図る。

(15) その他施策

- ・移住・定住に関する相談に対し、「移住・定住ホットライン」の機能強化を図り、移住コンシェルジュがワンストップで幅広く丁寧な対応を行い、地域活力の創生につなげる。
- ・台風等による倒木により、電線等のライフラインが寸断される恐れのある危険木を予め伐採し、大規模停電を事前に防止する。
- ・洪水・土砂災害等にかかるハザードマップの作成を通じて、自然災害等に備えるとともに防災・危機管理意識の醸成を図る。
- ・高齢者等の災害弱者対策の一環として、避難場所等のバリアフリー化やトイレの洋式化の取組を進める。

2. 産業振興施策促進事項の有無

産業振興施策促進事項の記載	記入欄 (該当する欄に○を記入)
記載あり (別紙参照)	○
記載なし	

V. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

国津地域は、振興山村の指定のほか、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく「特定農山村地域」に指定されている。

本市における他の地域振興等に関する計画としては、名張市総合計画「新・理想郷プラン」基本構想（2016－2025年度）、同基本構想第2次基本計画（2019－2022年度）を策定し、魅力的なまちづくりの指針としているほか、第3次農業マスタープラン（2018－2027年度）、森林法に基づく名張市森林整備計画（2017－2026年度）、鳥獣被害防止特別措置法に基づく名張市鳥獣被害防止計画（2020－2022年度）などの部門別の計画等を定めている。また、急速に進む人口減少社会における地域活力創生の指針として、第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020－2024年度）、さらに、社会福祉法に基づく第4次名張市地域福祉計画（2020－2024年度）がある。これら各種の指針・計画の内容を踏まえ、上記の振興施策を有機的に展開することとする。

さらに、国津地域の一部は、室生赤目青山国定公園及び赤目一志峡県立自然公園に指定されており、事業実施に当たっては関係部局との調整を図ることとし、国指定特別天然記念物オオサンショウウオ等、希少生物が生息する自然環境の保全と周囲の景観との調和に留意し、水源のかん養等の公益的機能の充実を図りながら、施策の推進を図るも

のとする。